

おかやま秋の収穫祭 地産地消マルシェ 2026

業務委託 仕様書 (案)

令和 8 年 3 月

岡山市 産業観光局 農林水産部 農林水産課

## 第1章 業務趣旨

### 第1節 業務目的

岡山市は令和8年3月に策定した「岡山市第7次総合計画前期中期計画」において「多彩で魅力ある持続可能な農林水産業の振興」を政策の一つとし、その中で施策の方向性として「食と農の魅力発信」を掲げ、販路拡大やブランド力強化、地産地消の推進に取り組むこととしている。

「おかやま秋の収穫祭 地産地消マルシェ」（以下「マルシェ」という。）は、「市民みんなで秋の収穫を祝う、年に一度の農業まつり」として、平成28年に初開催し、令和7年度に第10回を開催した。「おかやま秋の収穫祭 地産地消マルシェ 2026」（以下、「本業務」という。）においても、地元の高品質な農産物や有機農業に対する市民や市内事業者の関心と購買意欲を高めるほか、生産者と商工業者の連携による新商品の開発や販路開拓・拡大等に繋げることを目的とする。

### 第2節 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和8年12月25日（金曜日）までとする。

### 第3節 担当課

岡山市 産業観光局 農林水産部 農林水産課

## 第2章 業務内容

業務の目的を達成するため、受託者は下記内容をすべて実施すること。

### 第1節 マルシェ開催に関すること

#### 第1項 企画全般に関する業務

- ア 業務目的を踏まえて、企画提案書に基づき適切な実施方針を設定すること。
- イ 生産者と市民や飲食店などの事業者が一体となって、農業が盛んな岡山市ならではの魅力を発信するとともに、地産地消や六次産業化を促進するため、以下に示す概要に沿って、業務目的を最大限達成し得ると考えられる企画（マルシェ開催に至るまでのロードマップや企画、当日の出店ブース構成及び配置・装飾、ステージイベント等）を実施すること。
- ウ 概要

期 日	令和8年11月15日（日曜日）午前9時頃～午後3時頃（荒天中止） （準備・設営は令和8年11月14日（土曜日）から実施）
場 所	下石井公園（北区幸町）
出店ブース	およそ40ブース。 （※下石井公園は、全面が芝生化され、ベンチや高木が新たに設置されている。別紙図面、利用条件に留意した上で設置ブース数を確保すること。） 岡山市産の食材販売及び飲食提供ブース／高校・大学等のブース／岡山連携中枢都市圏の特産物PR事業参加自治体ブース（備前・瀬戸内・赤磐・真庭の各市、和気町）、高梁川流域連携中枢都市圏の構成自治体ブース（新見・高梁・総社・井原・浅口・笠岡の各市、早島・矢掛・里庄の各町）を主とする。

想定ブース案	地元生産者・団体、商工会等による産直野菜や特産品の販売ブース／生産者と飲食店とのマッチングメニュー披露販売ブース（詳細は後述）／岡山連携中枢都市圏域や高梁川流域連携中枢都市圏の特産品やご当地グルメ等の販売ブース／米粉やジビエに関する販売ブース／女性農業者や若手農業者のブース／食や農に関する高校・大学、福祉事業所等のブース／各種飲食ブース／その他受託者提案によるブース等
--------	---

## 第2項 運営全般に関する業務

- ア スケジュール表に基づく進捗管理
- イ 会場等運営計画の策定（人員配置計画、会場等設営計画、搬入・撤収計画、警備計画、来場者誘導に関する計画等）
- ウ 開催当日の会場等運営に係る管理統括（会場等設営、ステージ運営、イベント運営、警備、来場者誘導等）
- エ 会場等運営に必要な人員の確保（統括人員、警備員、会場等設営人員、会場案内・誘導員等を効率的に配置すること。）
- オ ブース出店者の募集及び管理
- カ 事業実施のための、運営マニュアル（事前準備及び当日業務）の作成
- キ 事前準備、運営及び岡山市で使用する資料等の作成
- ク 事業の実施にあたり必要となる官公庁等（岡山市、警察、消防及び保健所等）への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の実施
- ケ 関係者との連絡調整及び岡山市との会議の開催
- コ 設営物品一覧・経費内訳書の作成及び提出
- サ 緊急時（地震・火災発生時）の危機管理や事故防止対策等の安全対策の実施
- シ 事故に備えた損害賠償保険への加入
- ス 来場者・出店者に対するアンケート（感想・意見等）の実施・集計

## 第3項 会場設営・運営等の業務

- ア 会場等設営計画に基づく設営図の作成（設営図には本部テント、出店ブース用テント、音響設備、ゴミ箱、その他イベントの実施に必要なと考えられるものを含むこと。）
- イ 出店等配置図の作成
- ウ 物品（テント、音響設備、ゴミ箱、備品等）の手配・運搬・設置・撤去
  - ・各ブースとも、間口2間×奥行き1.5間(1間=約1.8m)のスペースを最低限確保し、物販や飲食の提供ができるよう、過不足なく机とイスを配置すること。
  - ・全ブースに電源コンセントを配置することを原則とする。ただし、出店者に事前調査を行い、明らかに不要な場合はこの限りではない。
  - ・調理器具及び冷蔵庫等が必要な場合は、出店者負担にて準備することとするが、出店者の要望に応じて器具を調達する体制を構築しておくこと。
  - ・雨天時にも対応可能な飲食等のスペースを設けること。
- エ 看板の設置
  - ・会場内看板（出店ブースの店名表示、ステージハンガー等）
  - ・その他（駐輪スペース、周辺道路駐車禁止等呼びかけ等必要に応じて設置すること。）
- オ ゴミや排水の適正な処理

- カ 会場の原状回復（会場内の清掃、整地等）
- キ 搬出入時の安全対策の実施

#### 第4項 誘客のためのイベント等の実施

- ア ステージイベントの実施  
マルシェ実施の集客を促進するため、開会式イベントをはじめ、ステージイベント（例：ミニライブ、ダンスパフォーマンス、ヒーローショーなど）を実施すること。
- イ 米の消費拡大に関するイベントや企画の実施  
岡山産の米の効能や美味しさ等について広く PR することを目的としたイベントを実施すること。
  - ・米の良さを効果的に伝える内容であること
  - ・イベントはマルシェ当日に実施すること
  - ・マルシェ開催より前に、米 PR イベントの周知につながる催し（例：審査会、試食会、商品開発など）を少なくとも 1 回以上実施するとともに、当該催しが報道機関に提供可能な内容となるよう企画すること。
- ウ 学生と連携したイベントや企画の実施  
市内の高校もしくは大学の学生と連携し、若い世代の地産地消や地元農産物に関する興味や理解が深まる企画（例：地元食材を使用したメニューの開発、岡山市産農産物の魅力発信など）を行うこと。
- エ 有機農業の PR ブースまたはイベントの実施  
有機農業の認知拡大を目的としたブースの設置やイベント（例：パネルの展示、試食会など）を行うこと。

#### 第5項 事業実施に関する取りまとめ

「第1節 マルシェ開催に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

### 第2節 生産者と飲食店関係者のマッチング業務に関すること

#### 第1項 マッチング業務の実施

ア 地元生産者の農産物を使用した新メニューを市内の飲食店に考案してもらい、マルシェで提供するための制作プロデュースを行うこと。

イ 概要等

下表を参照し、概要に沿った企画を実施すること。

実施目的	地元食材を使用した新メニューの開発により、地元食材の魅力向上・消費拡大を図る。
対象	地元農産物の魅力向上・消費拡大に意欲ある生産者及び飲食店関係者
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の生産者及び飲食店等をそれぞれ 10 者以上選定し、企画への参加交渉を行う。なお、マッチングには岡山連携中枢都市圏、高梁川流域連携中枢都市圏の構成自治体の生産者等の参加も可とする。</li> <li>・多彩なメニュー展開が可能となるよう、幅広く生産者・生産者団体等を募り、食材を調達すること。食材の調達費及び参加飲食店への配送費は委託費に含む。</li> <li>・提供する新メニューは、マルシェ開催時期に入手が容易な地元食材を使ったものであること。主たる食材は岡山市産が望ましいが、岡山県内自治体の産品の利用も可とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する新メニューが、地産品を使用したメニューであることが来場者等にわかるようにするとともに、メニューの趣旨・概要を理解できるよう方策を講じること</li> <li>・マルシェ当日のみのメニュー提供で終わらないための方策を講じること。（例：飲食店舗での継続的なメニュー提供、生産者と飲食店の継続取引につながる方策、マッチングメニューのレシピ公表等）</li> </ul>
--	---

ウ 生産者と飲食店関係者の情報交換及び関係構築、取引発生等に繋げるとともに、マルシェの情報発信も行うため、生産者と飲食店関係者を繋げるイベント等を、マルシェ当日までに1回以上実施すること。

エ 令和8年度にマッチングに参加した飲食店に対し、令和9年度以降に岡山市が取引継続状況に関するアンケートを予定しており、マッチング参加飲食店については調査の協力及び連絡先（メールアドレス等）を岡山市へ提供することを承諾する店舗を選定すること。

## 第2項 事業実施に関する取りまとめ

「第2節 生産者と飲食店関係者のマッチング業務に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

## 第3節 広報宣伝に関すること

### 第1項 マルシェの開催告知及び開催に至る機運を高めるのに効果的な情報発信を行うための広報宣伝の実施及び告知ツールの制作

- ア 広報宣伝媒体の契約・企画・制作等を行うこと。
  - ・事業効果が最大限に得られると想定される媒体を選択し、広報を実施すること。
  - ・媒体の選定にあたっては岡山市と協議の上決定すること。
- イ マルシェ公式インスタグラムページの運営・更新作業等
  - ・岡山市が開設しているインスタグラムページを運営・更新すること。
  - ・マルシェ開催に向けての準備状況やイベント事前告知、マッチング業務の進捗状況や出店者紹介、その他岡山市からのお知らせ等、幅広い層に対して事前にマルシェを広くPRすること。
  - ・インスタグラムページのエンゲージメントを獲得するための方策を最大限講じること。
- ウ 事前告知用のB2版ポスター100枚及びA4版チラシ2,500枚（ともに4色カラー）を制作し農林水産課に納品すること。ブース出店者に対しては、受託者にて送付を行うこと。納品はマルシェ開催の1ヶ月前を目途とする。また、会場で配布するチラシを別途制作し、当日来場者に配布すること（詳しい仕様は後日、協議にて決定する。）

## 第2項 事業実施に関する取りまとめ

「第3節 広報宣伝に関すること」について、詳細に分析・検証を行い、取りまとめること。

## 第3章 業務実施の条件

### 第1節 基本事項

ア 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、事前に岡山市と協議し承認を得ること。

- イ 運営に関わる人数及び物品数・内容は、岡山市との協議により変動することがある。
- ウ 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- エ 実施内容、感染対策等は、岡山市と協議しながら、実施の際の感染状況に適した内容や対策を実施すること。

## 第2節 定例会議の実施

- ア 業務開始時会議（1回）

業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時会議を開催すること。
- イ 定例会議（月1回以上）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、本業務の報告をするとともに、監督員と協議の上、本業務の進捗確認を行うこととする。
- ウ 随時会議  
緊急を要する事項が発生した場合又は監督員が必要と判断した場合は、上記の会議以外にも随時会議を開催する。
- エ 会議日時及び場所
  - ・日時：本業務の契約締結後に監督員と受託者の協議により決定
  - ・場所：岡山市が指定する場所（原則、岡山市役所の庁舎内会議室）
- オ 打ち合わせ記録の作成・提出  
受託者は会議終了後、速やかにその打合せ記録を作成・提出すること。

## 第3節 関係者との連携

本業務の実施にあたっては、生産者及び飲食関係者、市内大学、他のマルシェ等イベント関係者、岡山連携中枢都市圏内の自治体関係者らとの情報交換や協働、連携によって、事業目的を最大限達成するよう努めること。

## 第4節 報告義務

本業務実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

## 第5節 成果品

### 第1項 報告書の提出

「第2章 業務内容の第1節第6項、第2節第2項、第3節第2項」記載の「事業実施に関する取りまとめ」を集約し、報告書として提出すること。報告書は日本産業規格A列4版（一部A列3版可）カラー印刷にて作成すること。また、報告書データをCD-RまたはDVD-Rに記録の上、それぞれ正副2部納品すること。

### 第2項 成果品の帰属、著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き以下のとおりとする。

- ア 本業務で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

- イ 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 第 6 節 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本業務を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

## 第 7 節 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- ア 岡山市契約規則
- イ 個人情報保護に関する法律
- ウ その他の関係法令

## 第 8 節 秘密の保持

- ア 受託者は、本業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- イ 受託者は、本業務の遂行にあたり、「個人情報保護に関する法律」に準じて、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。

## 第 9 節 損害の賠償

本業務遂行中に受託者又は出店者が岡山市又は第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

## 第 10 節 貸与資料等

- ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、受託者に無償で貸与するものとする。
- イ 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

## 第 11 節 プロジェクト管理

- ア 受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や岡山市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程

におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

イ プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

## **第 1 2 節 作業経過の報告**

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、または岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

## **第 1 3 節 完了検査**

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、岡山市の定める委託完了届を提出し岡山市の検査を受けるものとする。岡山市は委託完了届を受理した日から起算して 10 日以内に検査するものとする。

## **第 1 4 節 協議**

ア 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 岡山市において必要と認めたときは、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。